

入 札 仕 様 書

1 件名 令和7年度産業廃棄物分析業務委託

2 業務内容

(1) 試料の採取

産業廃棄物の試料の採取は、東大阪市（以下「市」という。）が行う。

(2) 試料の引渡し

ア 試料の引渡しの前に、市は受託者に対して、引渡し日時、試料の種類、数量等について連絡するものとする。また、引渡し日時は、原則として平日の午前9時から午後5時30分までとする。

イ 試料の引渡しは、市の事務所（東大阪市荒本北一丁目1番1号 東大阪市役所本庁舎15階執務室）で行うものとする。

ウ 試料の種類ごとの試料の数は次の表のとおりとする。ただし、実際の委託に当たり、これらを変更することが予想されるため、受託者はこの変更による不利益を市に問うことはできないものとする。

試料の種類	汚泥	鉍さい
試料の数	20	2

エ 過去の試料の引渡し回数及び試料の数は以下のとおりです。

年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
引渡し回数	3回	3回	3回	3回
試料の数	30検体	27検体	24検体	22検体

(3) 分析

試料の種類ごとの分析する物質又は項目、試験の方法、報告下限値は別表1のとおりとする。実際の委託に当たっては、試料ごとの分析指示書によることとする。

(4) 分析の結果の報告

試料を引き渡した日からおおむね21日以内に、書面によって分析の結果を報告することとする。

(5) 試料の処理

受託者が適正に処理することとする。

(6) この仕様書に定めのない事項については、市の指示に従うものとする。

- | | | |
|---|-------|-------------------|
| 3 | 委託期間 | 契約日から令和8年3月31日まで |
| 4 | 入札金額 | 別表2の「入札金額」欄の額 |
| 5 | 落札方法 | 本市予定価格以内の最低額とする。 |
| 6 | 契約保証金 | 本件に係る契約保証金は、免除する。 |
| 7 | 支払い | 請求の日から30日以内に支払う。 |

連絡先 東大阪市環境部産業廃棄物対策課

担当 吉原、柳澤

電話番号 06-4309-3207

FAX 06-4309-3829